

川越市中心市街地活性化基本計画の変更（案）の概要

平成26年1月
産業観光部 産業振興課

1. 募集の趣旨

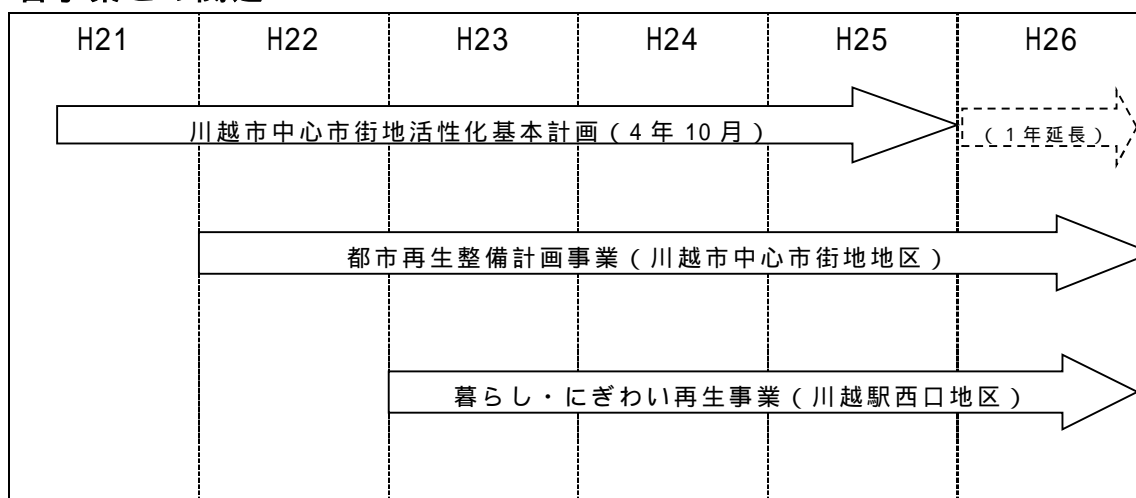
市では、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、「川越市中心市街地活性化基本計画」を策定し、平成21年6月に、同法による認定を受けました。

同計画は、平成26年3月までを計画期間としていますが、このたび、現在実施している関連事業の継続を図るため、この計画期間を1年延長し、平成27年3月までとする計画の変更を行う予定です。

2. 変更の内容

川越市中心市街地活性化基本計画の計画期間を1年延長し、平成26年3月まで（4年10月）のところ、平成27年3月（5年10月）までに変更します。

3. 各事業との関連



（参考）

- ・ 中心市街地活性化基本計画とは

「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）に基づき、地域住民、関連事業者等のさまざまな主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画です。

市町村は、内閣総理大臣に対して認定の申請を行うことができることとされ、認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業及び措置に対しては、国などから集中的かつ効果的な支援を受けることができます。

- ・ 都市再生整備計画事業とは

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等です。内閣総理大臣による認定を受けた中心市街地活性化基本計画に関連する一定の要件を満たす地区については、重点的な支援を受けられます。

・暮らし・にぎわい再生事業とは

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る事業です。